

# 少子化対策の拡充と 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進について

平成21年3月21日

日本商工会議所 近藤 英明

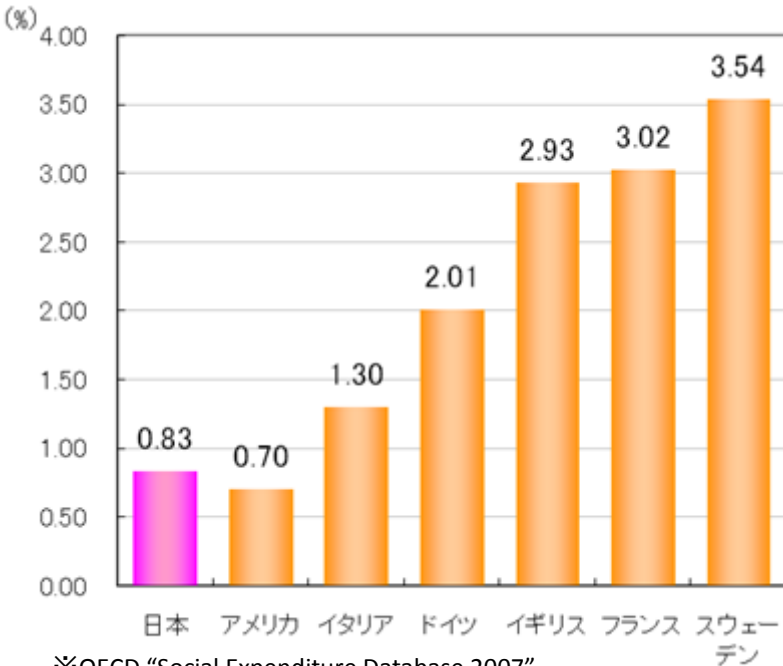


# 1. 少子化対策の拡充

## ■ 予算の大幅な拡充—まずはGDP比2%へ（2倍増）

- 経済的支援（児童手当の引き上げと支給期間の拡大）の充実などにより出生率を改善（目標を設定して取り組む）
- 特に第2子以降に手厚くすべき

OECD基準による家族分野への社会支出のGDP比の国際比較（2003年）  
※日本のみ2007年推計値



※OECD “Social Expenditure Database 2007”

児童手当制度の国際比較

事項	日本	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ
支給対象児童	第1子から 小学校6学年修了前	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満 (学生は20歳の春学期まで)	第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている場合は19歳未満)	第1子から 18歳未満 (失業者は21歳未満、学生は27歳未満)
支給月額	・第1子、第2子 〈0～2歳〉 1.0万円 〈3歳以上〉 0.5万円 ・第3子～ 1.0万円	・第1子 なし ・第2子 約1.9万円 ・第3子～ 約2.5万円 〈割増給付〉 ・11～16歳 約0.5万円 ・16～19歳 約1.0万円	・第1子 約1.9万円 ・第2子 約2.0万円 ・第3子 約2.7万円 ・第4子 約4.2万円 ・第5子～ 約6.0万円	・第1子 約1.9万円 ・第2子～ 約1.3万円	・第1子から第3子 約2.5万円 ・第4子～ 約3.0万円
所得制限	あり	なし	なし	なし	原則なし
財源	公費と事業主拠出金	事業主拠出金と税等	国庫負担	国庫負担	公費負担

※少子化社会白書平成19年版

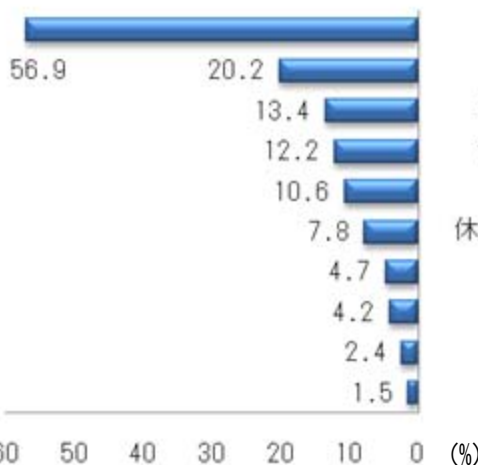
## 2. 雇用維持に頑張る中小企業の支援

- 雇用調整助成金等の拡充や申請手続きの簡素化  
(事前の休業計画届出の省略、事業所ではなく企業単位での申請手続、申請書類の一層の簡素化など)
- ワーク・ライフ・バランス (WLB) の取り組みは今がチャンス  
(WLBは、仕事の見直しによる生産性向上が不可欠)
- WLBの推進のための支援 (助成・支援制度の拡充、企業表彰、税制優遇・入札要件などへの一定の評価・低利融資制度の創設などのインセンティブの付与)

東京商工会議所 緊急会員企業動向調査

調査期間：平成21年3月2日～17日  
調査対象：東商会員企業 1,491社

平成20年10月以降に実施した  
雇用調整

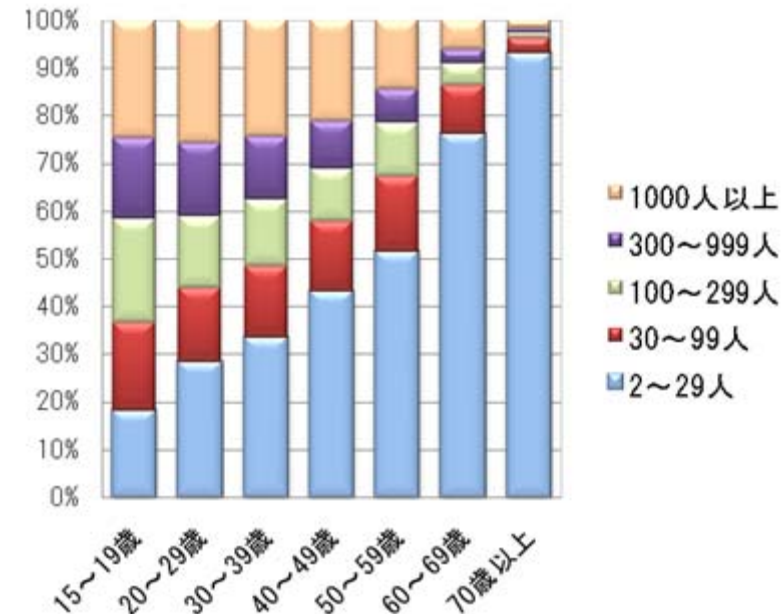


(複数回答)

今後に向けて、実施を  
検討している雇用調整



就業先企業規模別の女性常用雇用者割合



※総務省「平成19年就業構造基本調査」(2008.7.3)を元に作成

### 3. 保育施設の拡充など

- 待機児童は公表は4万人だが、潜在ニーズを含めれば100万人
- 保育所の新設促進も必要だが、より緊急に必要とされているのは利用者負担の軽減（大多数の保護者は保育料の低い認可保育所を希望—認可と認可外で保育料は約2倍の開きがある）
- 基準を満たしている認可外保育施設に対する認可および地域の実情を反映できるように認可基準を弾力化
- その他として以下の取り組みが必要
  - ・ 認可保育所の設置主体による助成金格差の是正
  - ・ 認可保育所における社会福祉法人会計の義務付けの撤廃
  - ・ 時代に合わない「保育に欠ける要件（児童福祉法施行令第27条）」の見直し